

【法令名称】外商投資企業の外貨資本金の支払及び人民元転管理の関係業務取扱事項を整備することについての国家外貨管理局綜合司による通知

【発布機関】国家外貨管理局

【発布番号】匯綜発[2008]142号

【発布日】2008.08.29

【施行日】2008.08.29

【時限性】現行有効

【効力等級】部門規範性文書

【全文】

外商投資企業の外貨資本金の支払及び人民元転管理の関係業務取扱事項を整備することについての 国家外貨管理局綜合司による通知

国家外貨管理局各省、自治区、直轄市分局、外貨管理部、深セン、大連、青島、アモイ、寧波市分局、各中資外貨指定銀行に宛てる：

「中華人民共和国外貨管理条例」及び関連規定に基づき、外商投資企業の外貨管理を改善し、外商投資企業の外貨資本金（以下、「資本金」という。）の資本金検査及び支払・人民元転などの業務に便宜を図り、外貨指定銀行（以下、「銀行」という。）と会計士事務所の関連業務のオペレーションを規範化するため、ここに、国家外貨管理局の直接投資外貨業務情報システム（以下、「投資システム」という。）起動後における外商投資企業の資本金支払・人民元転管理に関連する業務オペレーションを以下の通り通知する。

一、外商投資企業が銀行に資本金の人民元転を申請する場合、事前に会計士事務所による資本金の検査を受けなければならない。会計士事務所は国家外貨管理局及びその分支機構（以下、「外貨局」という。）に資本金検査の照会手続を行った後、企業に資本金検査報告書を発行しなければならない。銀行は、検査手続が終わっていない資本金の人民元転手続を取扱ってはならない。

銀行が外商投資企業のために行う資本金人民元転の累計額は、当該外商投資企業の資本金検査の累計金額を上回ってはならない。

二、会計士事務所が外商投資企業のために資本金検査を行い、外貨局に外国側出資状況を照会する場合、及び、銀行が外商投資企業に資本金の支払・人民元転などの業務を行う場合は、いずれも国家外貨管理局投資システムを通じて取扱わなければならない。

三、銀行が外商投資企業のために資本金支払・人民元転の業務を行う場合、国家外貨管理局の

支払・人民元転の関連規定に従わなければならない。

外商投資企業が資本金の人民元転で得た人民元資金は、政府審査許可部門が許可した経営範囲以内で使用しなければならず、別途規定がある場合を除き、人民元転で得た人民元資金を中国国内の株式投資に使用してはならない。外商投資不動産企業を除き、外商投資企業は資本金の人民元転で得た人民元資金で自社使用目的以外の国内不動産を購入してはならない。外商投資企業は資本金の人民元転で得た人民元資金を証券投資に使用する場合、国の関連規定に従わなければならない。

商務主管部門の許可を受けて成立した投資性外商投資企業が国内の株式投資を行う場合、その資本金の国内振替は、外貨局の認可を取得した後で行わなければならない。

四、外商投資企業が銀行に資本金の人民元転を申請する場合、以下の資料を提出しなければならない。

(一) 外商投資企業外貨登記 IC カード

(二) 資本金の人民元転で得た人民元資金の支払指図書（書式は付属文書 1 を参照）

支払指図書とは、企業又は個人によって発行され、銀行が人民元転で得た人民元資金を外部に支払う際に依拠する書面での指示をいう。

(三) 資本金の人民元転後の人民元資金用途の証明文書

商業契約又は受取人が発行した支払通知を含み、支払通知には商業契約の主な契約内容、金額、受取人名称及び銀行口座番号、資金用途などが含まれなければならない。企業は、資本金の人民元転により得た人民元資金により人民元貸付金を返済する場合、当該貸付金が契約に従い、許可された経営範囲内で使用されたことを説明する文書を提出しなければならない。

(四) 会計士事務所が発行した直近 1 期の資本金検査報告（外国側の出資状況照会状の回答を添付しなければならない）

(五) 前回の資本金の人民元転で得た人民元資金が支払指図書に従って対外的に支払われたことに関連する証明書とその使用状況明細リスト（書式は付属文書 2 を参照）及び企業公印又は財務印を押印した領収書などの関連証明書類の写し。当該人民元転が一回限り、又は分割人民元転

の最終回である場合、企業は人民元転後 5 営業日以内に、銀行に前述の資料を提出しなければならない。

(六) 銀行が必要と判断するその他の資料

5 万米ドル (5 万米ドルを含む。) 相当以下の企業が準備金で人民元転を行う場合、第三項、第五項の文書は必要ない。その資本金口座の利子に対し、銀行が発行した利子明細で直接人民元転できる。

銀行は上記の資料に基づいて、外商投資企業が資本金人民元転で得た人民元資金の用途の真实性と合法性を真剣に審査し、各資料の間で裏付けが取れない、又は矛盾がある場合、当該企業のための関連業務を処理してはならない。

五、外商投資企業の資本金口座と人民元口座が同じ銀行に開設されている場合、人民元転を行う銀行は当日内に人民元転、人民元資金の入金、及び対外支払振込手続を完了しなければならない。異なる銀行の場合、人民元転を行う銀行は人民元転で得た人民元資金の振り込み手続を行う際は、振り込み証明書に「資本金の人民元転」と明記し、人民元資金振込銀行は 2 営業日以内 (入金当日を含む) に、支払指図書に基づいて、当該資金の対外支払振込手続を行わなければならない。

企業資本金人民元転を当該企業の準備金の回転や給与・賞与の支払いに使用する場合、人民元転で得た人民元資金は、企業自身の人民元口座に保留することができる。

六、国内機構又は個人が、外国投資者に国内企業株又は権益を譲渡することで受取った外貨購入対価 (以下、「株権譲渡対価」という。) に対し、資産現金化専用外貨口座を通じて入金と人民元転を行わなければならない。資産現金化専用外貨口座を開設し、入金する場合、関連規定に基づき所在地外貨局の認可を受け、外貨局が発行した認可書類で関連業務を取扱う。

国内機構又は個人が、資産現金化専用外貨口座の資金を人民元転する場合、支払・人民元転制度の関連要求に基づき、以下の資料と共に直接銀行に申請する。

(一) 人民元転で得た人民元資金の支払指図書 (書式は付属文書 3 を参照)。

(二) 人民元転後の人民元資金の用途証明文書。

(三) 前回資金人民元転で得た人民元資金が支払指図書に従って対外的に支払われたことに関連する証明書と使用状況明細リスト(書式は付属文書4を参照)及び企業公印又は財務印を押印した領収書などの関連証明書類の写し。当該人民元転が一回限り、又は分割人民元転の最終回である場合、国内機構又は個人は人民元転後5営業日以内に、銀行に前述の資料を提出しなければならない。

七、銀行は、外商投資企業の資本金の定期預金、為替予約及びスワップ、仕組み預金などの同一口座の項目下であり、且つ、外貨局の認可を必要としない資金振替業務を取り扱う場合、同一口座の項目下にある異なる口座番号ごとにオペレーションを行わなければならない。振替資金は、資本金口座の限度額まで納入し、その収支範囲に基づき管理しなければならない。振替資金をその他の外貨口座に振替えてはならない。

八、銀行は本通知及び他の関連規定に基づき、外商投資企業が提出した資本金人民元転申請資料を厳格に審査し、国家外貨管理局投資システムを通じて資本金人民元転の状況を外貨局に遅滞なくフィードバックしなければならない。銀行からフィードバックされた情報は、自動的に国家外貨管理局企業外貨情報データベースに保存される。

九、外貨局は「中華人民共和国外貨管理条例」などの関連規定に基づき、銀行の外商投資企業による資本金人民元転などの業務への監督を強化し、外商投資企業の資本金及び資本金の人民元転で得た人民元資金の行方と使用状況を継続して審査しなければならない。以下の違反状況が認められた場合、外貨局は「中華人民共和国外貨管理条例」第四十四条の関連規定により、処罰する。

(一) 人民元転で得た人民元資金の用途を無断で変更すること。

(二) 人民元転で得た人民元資金を使って、未使用の人民元貸付金を返済すること。

十、本通知は発布された日から施行する。「外商投資項目下の外貨資本金人民元転管理方式について改革試行を行うことに関する国家外貨管理局による通知」(匯発[2001]141号)、「外商投資項目下の資本金人民元転管理方式を改革することに関する国家外貨管理局による通知」(匯発[2002]59号)、「外商直接投資外貨管理作業を整備することについての国家外貨管理局による通知」(匯発[2003]30号)、及び「外商投資企業資本項目の人民元転の審査許可及び外貨登記管理作業の改善に関する国家外貨管理局による通知」(匯発[2004]42号)などの文書におけ

る資本金及びその人民元転管理が本通知と合致しない場合、本通知に基づき執行する。

十一、国家外貨管理局各分局、及び外貨管理部は、本通知を受け取った後、管轄内の各支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外資銀行及び会計士事務所に転送しなければならない。各中資外貨指定銀行は本通知を管轄内の支部に転送しなければならない。

執行中に何か問題が発生した場合、速やかに国家外貨管理局に報告されたい。連絡先電話番号 010-68402365。

付属文書

- 1: 外商投資企業資本金人民元転支払指図書
- 2: 前回の資本金人民元転により得た人民元資金の使用状況明細リスト
- 3: 資産現金化専用外貨口座資金支払指図書
- 4: 前回の資産現金化専用外貨口座における資金人民元転で得た人民元資金使用状況明細リスト

二〇〇八年八月二十九日

付属文書 1

外商投資企業資本金人民元転支払指図書

_____銀行:

今回資本金口座の人民元転金額は _____ (米ドル、香港ドル、ユーロ、日本円など)です。
下記の方法に従い人民元転資金を支払ってください。

受取人	支払金額	受取人の口座開設銀行 の名称	受取人口座番号	支払資金用途
合計				

記：支払資金の用途を記入するに当たり、大類（在庫、固定資産、無形財産、その他など）を先に記入し、次ぎに具体的な支出内容を記入する。

本公司は今回申請している資本金の人民元転の外貨資金がすでに資本検査を受けたこと、及びその用途が批准された経営範囲と申告用途とに完全に合致することを承諾する。もし、人民元転で得た資金の用途を無断で変更する場合、「中国人民共和国外貨管理条例」及び関連法規に基づいて、本公司及び法定代表者は相応の法的責任を負う。

_____公司（公印）

年 月 日

付属文書 2

前回の資本金人民元転により得た人民元資金の使用状況明細リスト

_____銀行:

本公司は以下提供する情報の事実性と完全性を承諾します。

本公司の、前回の資本金口座の資金人民元転金額は _____（米ドル、香港ドル、ユーロ、日本円など）で、人民元転で得た人民元資金は _____ 元です。実際には下記の方法で支払いました。

受取人	支払金額	受取人の口座 開設銀行の名称	受取人口座番号	支払資金用途	注
合計					

記：支払資金の用途を記入するに当たり、大類（在庫、固定資産、無形財産、その他など）を先に記入し、次ぎに具体的な支出内容を記入する。

本公司は、前回の資本金の人民元転が関連する要求に合致しない場合、貴行が本公司に対し資本金口座の新しい外貨資金人民元転手続をしてはならないことを承知する。

_____ 公司（公印）

年 月 日

資産現金化専用外貨口座資金支払指図書

_____銀行:

今回資産現金化専用外貨口座の人民元転金額は _____ (米ドル、香港ドル、ユーロ、日本円など) です。下記の方法に従い人民元転資金を支払ってください。

受取人	支払金額	受取人の口座開設銀行の名称	受取人口座番号	支払資金用途
合計				

記：支払資金の用途を記入するに当たり、大類（在庫、固定資産、無形財産、その他など）を先に記入し、次ぎに具体的な支出内容を記入する。

本機構（個人）は、今回申請している資産現金化専用外貨口座における人民元転で得た人民元資金の用途が、申告する用途と完全に一致することを承諾する。もし、人民元転資金の用途を無断で変更する場合、「中国人民共和国外貨管理条例」及び関連法規に基づいて、本機構（個人）は相応の法的責任を負う。

_____機構（個人）（印鑑）

年 月 日

前回の資産現金化専用外貨口座における資金人民元転で得た

人民元資金使用情况明細リスト

_____銀行:

本機構（個人）は、以下に提供する情報の事実性と完全性を承諾します。

本機構（個人）が、前回資産現金化専用外貨口座で資金人民元転した金額は _____（米ドル、香港ドル、ユーロ、日本円など）で、人民元転で得た人民元資金は _____ 元です。実際には下記の方法で支払いました。

受取人	支払金額	受取人の口座 開設銀行の名称	受取人口座番号	支払資金用途	注
合計					

記：支払資金用途を記入するに当たり、大類（在庫、固定資産、無形財産、その他など）を先に記入し、次に具体的な支出内容を記入する。

本機構（個人）は、前回の資産現金化専用外貨口座資金の人民元転が関連要求に合致しない場合、貴行が、本機構（個人）に対し資産現金化専用外貨口座の新しい資金の人民元転手続きをしないことを承知する。

_____機構（個人）（印鑑）

年 月 日